

デジタル田園都市国家構想交付金事業の効果検証について

令和元年8月1日 企企第 628 号
令和3年1月6日 企企第 1392 号
改正 令和6年8月 21 日 企企第 476 号

デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業の効果検証に係る対象事業、事業効果区分及び判定基準等は下記のとおりとする。

記

1 効果検証の考え方

デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業について、各年度の取組状況、関連指標（KPI）の達成状況、事業効果等を沖縄県地方創生推進会議に報告し、有識者の意見等を踏まえ、当該交付金事業の効果的な推進を図る。

2 対象事業

デジタル田園都市国家構想交付金を活用した事業（細事業毎）

3 事業効果の判定について

(1) 事業効果区分と判定基準

最終区分	詳細	判定基準
事業の内容がKPI達成に有効であった	①地方創生に非常に効果的であった	全てのKPIが目標値を達成するなど、大いに成果が得られたとみなせる場合
	②地方創生に相当程度効果があった	一部のKPIが目標値に達成しなかったものの、概ね成果が得られたとみなせる場合
	③地方創生に効果があった	KPI達成状況は芳しくなかったものの、事業開始前よりも取組が前進・改善したとみなせる場合
事業の内容がKPI達成に有効ではなかった	④地方創生に対して効果がなかった	KPIの実績値が開始前よりも悪化した、もしくは取組としても前進・改善したとは言い難いような場合